九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

鴨緑江北岸の統巡会哨について

秋月，望
明治学院大学国際学部国際学科

https://doi.org/10.15017/24567

出版情報：九州大学東洋史論集. 11, pp.117-137, 1983-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

鴨緑江北岸の統巡会哨について

秋　月　望

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　朝・中間の国境政策
Ⅲ　朝鮮政府の流民排除要請
Ⅳ　大臣統巡と「査勘山場詳擬善後章程」
Ⅴ　封禁政策の崩壊と統巡制
Ⅵ　おわりに

Ⅰ　はじめに

李朝の末期、特に十九世紀の中葉以降、朝鮮と中国の国境地帯において多くの問題が発生し始めた。これは主に、朝・中両国の流民が、封禁されていた豆満江・鴨緑江北側の無人地帯に流入し始め、両国官民の直接的な接触を避けるというそれまでの方針が崩壊したことに起因する。この間曠地帯は、その性質上、国家の行政範囲の外に置かれていたため、流民の流入とともに、両国流民相互間の対立、あるいは流民と朝鮮辺境官権との衝突など様々の問題を引き起こすこととなった。やがて、中国が流民の存在を追認する形で行政圏を拡大するにつれて流民に対する管轄権が問題となり、特に豆満江側では国境の線引きを中心として朝・中間の領有権争いにまで発展した。一方、鴨緑江側では、鴨緑江を国境線とすることについて双方に比較的明確な合意があったため国境紛争にまでは発展しなかったが、鴨緑江右岸の朝鮮流民の管轄権については、一九〇〇年前後から朝鮮政府が官吏を派遣して戸籍作成・収税などを行い中国政府と対立した。

本稿では、領有権に対する関心から研究が従来比較的多かった豆満江側に比べて、ほとんど看過されていた鴨緑江側の問題を取り上げた。朝鮮における辺境政策は、『朝鮮王朝実録』などにしばしば「西北辺境」と一括して語られているように、「辺境」として同一の範疇で取り扱われていたのであり、白頭山の東西で区分して考えられていたものではなかった。また、一九〇二年の北間島管理使李範允

の派遣とほぼ同時期に鴨緑江側でも西間島管理使徐相懋の派遣が見られるが、これもその表れと見るべきであろう。従って、両者における辺境政策は、各々の地域的な独自性を有しながらもそこには一貫した方針が貫かれていたと考えられるのである。そうした意味から、鴨緑江対岸、すなわち朝鮮で言う西間島、中国で言う東辺道についての研究は、それ自体が課題であるとともに、豆満江側の北間島領有権問題に集中した感のある李朝末期・開化期の朝・中辺境地域に関する研究にも新たな視角を与えるものと考えられる。

ここでは、まずその導入的な研究として、鴨緑江側間曠地帯への不法流入民を排除するため一八四七年に始められ、一八九四年まで継続された「統巡会哨制」を中心として、鴨緑江中流域における間曠地帯の崩壊過程について述べていきたい。[1]

Ⅱ　朝・中間の国境政策

李朝の後期には、鴨緑江・豆満江の北側に間曠地帯が設けられ、これを朝・中間の緩衝地帯とした。鴨緑江側においては、奉天の東側に柳条辺牆を設けて鴨緑江までの百清里余りを封禁地帯として中国人・朝鮮人の出入を禁じた。東辺の辺牆には、鳳凰・甕陽・鹻廠・汪清・英額・威遠保の六辺門が設けられ、開原の北方で山海関から発して吉林の西北・北をめぐって遼河上流に到る辺牆と連結していた[2]（地図参照）。東辺の辺牆は、天聰時（一六二七―三五）に着手され順治（一六四四―六一）・康熙（一六六二―一七二二）に至って完成したもので、その目的は、朝鮮の隔離とこの一帯に産する人蔘と貂皮を保護するところにあった。この間曠地帯が盛京の管轄下にあったこと、また朝鮮の主権の及ぶ範囲が鴨緑江の左岸に限定されていたことは、後述するように朝鮮政府が自らの公文で認定している。

ところで、この間曠地帯に隣接する奉天においては特殊な支配方式が取られていた。清朝の入関以後、東北地方の満州族居住者は激減したが、清朝発祥の地であることから盛京は陪都と定められて重要な地位を付与されていた。順治朝の初期には、河西すなわち遼河の西側の山海関外の土地を旗人に多く支給して人的充実を計った。そればかりでなく順治十年には遼東招民令を出して民人の移民奨励策を取ったが、ほとんど効果がなかった。康熙年間になると盛京の機構の充実が計られ、将軍衙門が新設され、戸・礼・工・刑の四部が付設された。また、民衙門としての奉天府を改編して府尹・府丞・治巾を設け、府・州・県を新設するなどした。これ以降、次第に奉天に入植する民人が増加し、民地が旗地を脅かし始めたため、旗地と民地の分離、

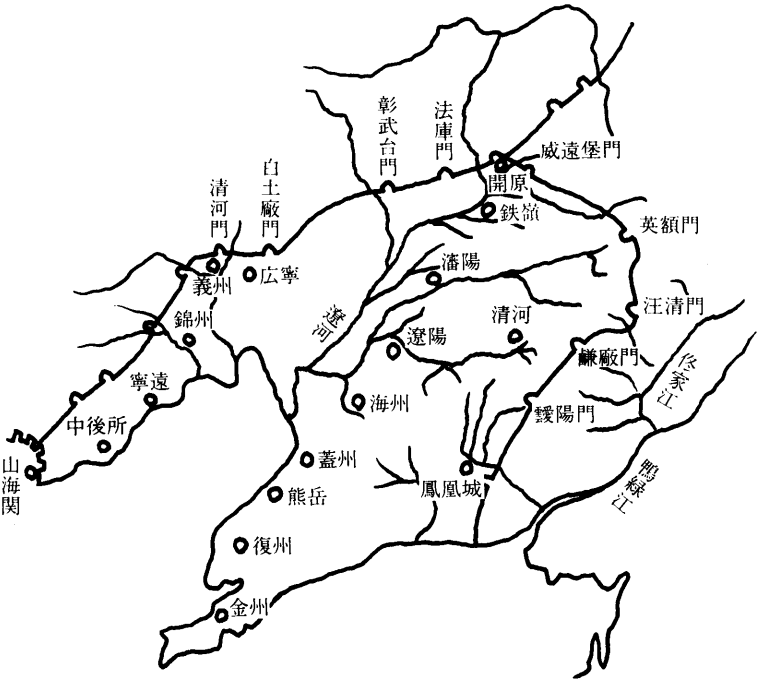

周藤吉之「清代満洲土地政策の研究」

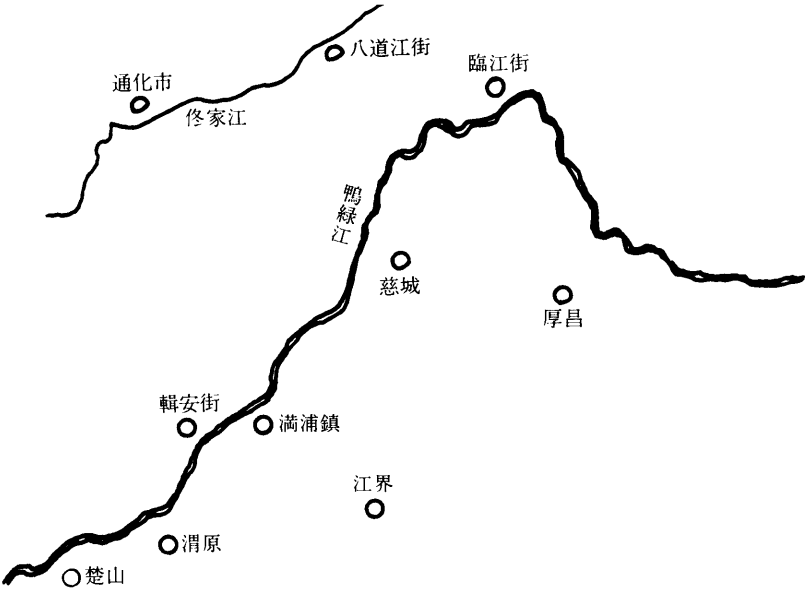

あるいは旗界と民界の設定など旗地政策の維持に追われるようになったが、雍正朝にはすでに民地が旗地の七・七九倍に達していたと言われる。乾隆五年（一七四〇）四月、民人の奉天移住を禁止し、奉天在住民人中の未入籍者を本籍に送還する措置が取られた。康熙末年よりすでに家族を同伴した民人の山海関外への移住が禁じられてはいたが、この時に至って初めて奉天での本格的な封禁政策が行われたのである。しかし、その後飢饉などによる封禁の一時的な緩和もあり、また再三にわたって民人の奉天流入禁止令が出されていることから見て、実際には民人の流入が続いていたものと思われる。そして、嘉慶八年（一八〇三）の禁令を最後に奉天の封禁政策は漸次行われなくなった。[3]

こうした奉天への民人の流入は、東辺辺牆外への流民発生にも多大の影響を及ぼしたと考えられ、採蔘や砂金の採集を目的とする「蔘匪」・「金匪」に続いて開墾を目的とする農民の進入が始まったと推測される。

一方、朝鮮側では、義州から江界に至る鴨緑江沿いに三十カ所の鎮堡を設け、さらにその間に把守が五里～十里の間隔で置かれていた。中流域である廃四郡の地域には一二九カ所の把守が大体十里間隔で設けられ、五月から八月まで入防し、春・秋それぞれ三カ月・二カ月間は越境者の監視に当っていた。[4] 鎮堡・把守は、辺境防禦の第一線であるとともに朝鮮人越江者を取り締まるための監視所でもあった。一七一二年の穆克登による白頭山定界碑の建立以前、人蔘の採取を目的とする犯越は後を断たなかったが、[5] 定界碑建立以後は、私商による柵門貿易が禁じられた英祖元年（一七二五）から同王三十三年の間に江界対岸に三百名以上の中国人集落ができて鴨緑江を挾んで密貿易が盛行したことがあった。[6] 以外、十八世紀後半から十九世紀前半にかけては犯越はほとんど見られなかった。特に、十九世紀中盤までは開墾を目的とする朝鮮農民の越江は見られなかった。

Ⅲ　朝鮮政府の流民排除要請

朝鮮側から見る限り、鴨緑江中流域は十八世紀後半から十九世紀前期にかけて比較的安定した状態にあったと言える。しかし、実際には東辺牆外への中国人の流出は続いていたのであり、鴨緑江を自国の行政圏の限界線としていた朝鮮は、それを知る術がなかったというに過ぎない。

中国流民、特に農耕に従事する民人の間曠地帯への流出について数的な多寡、時期的な推移を具体的に示す史料はない。彼らが鴨緑江沿岸にまで到達したのは一八四一年春であった。この年、上土鎮卞屹洞および満浦鎮如雲浦の対岸に中国流民が姿を現わし開墾を始めたのである。その姿は朝鮮側から容易に望むことができ、上土僉使・満浦僉使

からこの報告を受けた江界府使李時在は、両鎮に江界府の訳[7]学を派遣して開墾民に対し鴨緑江越しに撤収退去するよう説諭せしめた。彼らは収穫後の退去を約束したが、翌春になっても退去しないばかりでなく新たな入植者まで出現した。このため、憲宗八年（一八四二）四月になって、江界府使の牒呈に基づき平安監司金興根・兵馬節度使金魯甲が中央政府にこの事実を報告したのである。[8] この報告を受けた備辺司では、流民の出現が単に間曠地帯の封禁を犯すものであるのみならず辺境における紛争惹起の原因になりかねない重大問題として早急に犯禁流民を排除すべきだとの結論を見た。しかし、『承政院日記』の記事に、「江界越辺、似属盛京管轄[9]」とあるように、朝鮮政府には鴨緑江対岸は盛京の管轄下にあるとの認識があり、川越しの説諭以上の直接的な手段、すなわち朝鮮官権による実力排除は不可能だと考えられていた。ところで、朝鮮政府は、肅宗四十年（一七一四）および英祖二十四年（一七四八）の二回、豆満江側の慶源・訓戎鎮対岸で発生した同様の犯禁開墾事件に際して墾田民の排除を中国に要請したことがあり、それを受けて清国官権が墾田民を退去せしめた前例があった。[10] 備辺司では、この前例を踏まえて盛京礼部と北京礼部に流民の排除を要請することとし、齎咨官李文養を派遣して四月二十一日付の咨文を送った。[11]

中国側は、辺柵を越えて間曠地帯に造舎墾田することは固より禁ずるところであるとして、直ちに盛京将軍に勦討を命じた。盛京将軍は協領島爾滾珍・佐領穆騰額を派遣して興京城守尉蘇博麟・通判景祥と共に開墾民の排除に当らせた。この結果、朝鮮咨文中で言う満浦鎮如雲浦対岸・上土鎮卞屹洞対岸・上土鎮西海坪対岸にそれぞれ該当する楡林子卡倫界内の水曲流川地方、帽爾山卡倫界内の石湖溝口地方、同界内の樺皮甸子地方において墾田ならびに窩柵[12]・草房を発見し、それらを平毀・焼却した。中国からの事後報告には、この時、川越しに遠望していた朝鮮官史が中国官員の求めに応じて対岸に渡り、同地点が朝鮮咨文中の地点であることを確認し、焼却・平毀した窩柵・墾田を検証して謝意を表したと記されている。但し、この時に捕縛された犯越人は三名のみで、他は山中に逃亡したが、中国派員の人員不足を理由にその捜索は見送られた。[13]

ところで、当時の中国側の警備体制は、盛京管轄下の東辺辺牆外一帯に卡倫[14]が十八カ所設置され、毎年卡倫官一～二名が兵員を帯同して卡倫において警戒に当り、他方では総巡官二名をそれぞれ巡回させて匪賊の摘発に当るというものであった。[15] 当然彼らは不法侵入者である墾田民の発見・排除にも責任を負っていた。この事件後、頭道江口及び帽爾山の二カ所の卡倫官と総巡官に対して付近の卡倫官

を帯同して逃亡墾田民を捜索するよう命じられており、同時に前年からの越入開墾を発見できなかった責任が問われている。[16] 卡倫官・総巡官以外に、城守尉・協領などが巡察する統巡制はすでに実施されており、この事件を契機に春秋二季とすることが盛京将軍から上奏され実施に移された。[17]

しかし、広大な地域に対し十八カ所の卡倫と年二回の統巡だけではすでに相当数に上っていたと推測される辺外流出民の鴨緑江沿岸への進入を阻止できなくなっていた。四年後の憲宗十二年（一八四六）、朝鮮政府は再び清国に対して鴨緑江対岸の中国墾田民を排除するよう求めた。この年五月十六日、平安監司洪在喆・兵使趙存中からの報告が備辺司を通して王に上啓されている。

…江界府使李継在牒呈、以為本府所管左中右三寨及上土鎮所属閭閻四把等地、彼辺許多匪類、間間来接、或結幕而居、或伐木而墾[18]…

朝鮮政府は五月二十八日付で盛京礼部・盛京将軍に咨文[19]を送ったが、その中に造舎墾田は四十余カ所とあり、四年前の十四カ所に比べて三倍余り増加している。盛京礼部の回咨は六月二十二日付で出され、前回同様直ちに官員を派遣して住居の撤去、墾田の平毀、犯越民の捕縛を行うことを伝えて来た。[20] そればかりでなく、その咨文の末尾には、

…惟思、辺外沿江一帯山廠遼濶、草木叢茂之際、雖派委員按處捜捕、恐致査勘不周、必須指引査拏、方期無縦無漏、相応（コレガタメ）咨会貴国王、請煩（ネガハクバ）査照、希即派委暁事官弁、在於沿江先期守（マチモウクルコト）候、本国委員到日、令其過江前来、指引墾地處所、以便逐處査勘、眼同緝拏平毀、免致遺漏可也。（訓読―筆者）

とあり、朝鮮政府に対し官吏を派遣して江辺で待期させるよう求めて来たのである。これは単なる思い付きではなく、前回の排除時に偶発的にではあるが朝鮮官員が中国側の求めに応じて越江して協力したことを念頭に置いての提議であったと考えられる。備辺司は七月八日にこの回咨について上啓しているが、その中で、

…咨内辞意中、過江前来、雖非可議、既請派員指因、則固当依依咨施行[21]…

と述べている。すなわち、義州・鳳凰城間の使臣の往来は別として、鴨緑江を越えて朝鮮官吏を派遣したことはなく、「過江前来」が問題とされたのである。例えば、時代は下るが、一八六四年に慶源府使が独自の判断で豆満江対岸に伐木せんとして琿春協領に許可を求め、この事実が中国からの照会によって中央政府に発覚して処罰された例があり、また、一八七〇年には、ロシア領内の朝鮮流民を刷還するため仲介役を果していた琿春協領が慶源府に来て府使にロシア領への同行を求めたのに対し、府使は王命を奉ぜず越

江することはできないとの理由でこれを拒絶している。[22] このように地方官独自の判断で鴨緑江・豆満江を越えることが禁じられていたのみならず、政府においても両江を越えることは元来「議すべきに非ざる」こととされていたのである。とは言え、盛京礼部から「派員指引」することを要請して来た以上、これを拒絶することはできないとして、再度期日確認の咨文を盛京に送り、その回答を待って江界辺将中から適任者を選び鴨緑江辺で待期させるとともに平安道の他の地方官にもこのことを周知させることと決した。[23]

八月十二日、中国側の派員である盛京北路委員城守尉耆瑞豊存、佐領崇禧、通判文弼棟が捕圍兵二百名を伴って鴨緑江右岸沿岸に到着した。一方、朝鮮からは上土僉使李希濂が派遣され、鴨緑江を越えて中国官員と会同し、その指摘によって上土鎮対岸の樺皮甸子、左寨対岸の大李子溝、中寨対岸の葦山河、右寨対岸の東堤塔で計四十二カ所の窩棚・草房・田地を索出してこれを焼却・平毀し、二十一名の犯禁入植者を捕えた。さらに江辺から内陸部へ入り四道溝地方において二十五カ所の草房その他を発見して全て除去した。この捜索中に朝鮮からの越江流民も二名が捕えられ、彼らは朝鮮官員によって連行された。[24]

これに先立って、七月に南路委員鳳凰城守尉耆瑞英凱がこの地域に派遣され、三道浪頭などで伐木犯越民百二十二名を捕縛して木材三千八百五十五本を押収し、続いて八月に佐領額爾徳・恩布を派遣して九十八名を捕えて木材四千四百八十五本を押収したといわれる。[25] この時捕縛を免れて逃亡した者もかなりの数に上ると推測され、すでにこの時期に主に伐木民を中心とする潜入者が相当数いたことを示している。

一連の捜索の結果、統巡を春秋二季としたにもかかわらず犯禁流入民の数はむしろ増加しているという事実が明らかとなった。このため、盛京将軍は、春秋二季に加えて夏と冬にも統巡を行い年四回に統巡を強化すること、また、翌年の春に盛京将軍自らが巡察して前年の排除作業の結果を確認するとともに摘発を継続することを奏請し、[26] 再度朝鮮に官員の派遣を求めることとした。[27]

この一八四六年の朝鮮官員の中国側統巡への参画は、その後の統巡会哨制度の先駆をなすものと言える。

Ⅳ　大臣統巡と「査勘山場詳擬善後章程」

憲宗十三年（一八四七）の春、盛京将軍及び欽差大臣の巡察が行われ、前年の会哨と同様に朝鮮からも官員が派遣されて対岸に渡ってこの巡察に参与した。その結果「査勘山場詳擬善後章程」が成立して統巡会哨制が確立された。ここでは、会哨の実態について最も詳細な記録が残されて

いるこの時の大臣統巡に関して少し詳しく述べることとする。

憲宗十三年二月十九日、朝鮮政府は、その春に盛京将軍だけでなく欽差大臣[28]をも含む一行が鴨緑江右岸地域に出向いて巡察を行うとの咨文を受け取り、その翌日、前年の例に照らして江界辺将中から選抜して派遣することに決した[29]。ところが、二十七日になって欽差戸部左侍郎栢葰・欽差工部右侍郎明訓・盛京将軍奕湘が派遣されるとの咨文に接した後、再びこの問題が討議され、中国側の欽差大臣に対し朝鮮側が辺将を派遣するというのは格の上で問題があるとして、改めて江界府使李経在を戸曹参判、定州牧使李熙絅を兵曹参判に任命（借啣）して派遣することにした[30]。朝中双方の官員は四月十五日に鴨緑江を挟んで相対し、翌日、朝鮮差官が越江して二十九日まで付近の捜索に当った。

この会哨時の模様は、五月九日に泰川県監李源達から王に報告されている[31]。李源達は礼単物種についての責任者として同行した人物で、彼の報告が統巡会哨に関する唯一の詳細な記録であり、その内容について見ていきたい。

欽差大臣一行は四月十五日に鴨緑江右岸の竹厳洞に到着した。竹厳洞は朝鮮側の呼称で、後ちに臨江県城が置かれた帽児山のやや下流にある[32]。その日のうちに朝鮮側から二名の訳官と二名の通事が越江して予備的な打ち合わせをし、翌日の昼になって朝鮮側差官が渡江した。朝鮮側人員に関する記載はないが、史料に現われるのは、江界府使・定州牧使・泰川県監・満浦僉使・江界寨将・訳官・通事で、軍卒は帯同していなかったと思われる。兵士約七百名、馬が九百余匹と称する中国側に比べるとはるかに小規模な構成であったことは間違いない。会哨地の付近には、中国側が二百余の帳幕を設営し、中でも欽差大臣・盛京将軍の帳幕は三升布を用いたもので、平床を設け蒙古毳を敷いた立派なものだったという。

ところで、朝鮮差官が渡江の際に用いたのは朝鮮語で「桶馬尚」と呼ばれるものとの説明がある。桶馬尚（t'ong-ma-sang）とは、丸木（t'ong-na-mu）で作った小さい川船（ma-sang-i）を漢字音表記したものであろう。一隻の桶馬尚には十数人が乗船でき、捜索時には軍卒六～七人に牌将一人（中国側）と江界の寨将一人が乗り組んだという。その後の会哨時にも中国から朝鮮に船の提供を求めて来ており、中国側には船の準備はなかったものと考えられる。李源達の報告の中に、この付近は急流であるため「非馬尚、莫能截流而渡」とあり、鴨緑江の渡江が厳禁されていた当時、渡江に最も適したとされる桶馬尚が朝鮮に存在していたのである。後年、一八七二年に厚昌郡の官員三人が鴨緑江中流域北岸一帯を踏査した時の記録で

ある『江北日記』に、北岸の住民に追われたこの三人が朝鮮側に逃げ帰って来る部分がある。位置的には会哨の行われたのと極く近接した場所であるが、その際、彼らは川越しに五九俳別把の防将に船を送ってくれるよう懇願してその船で朝鮮に帰還している。このことから、当時、渡江は禁止されてはいたが、鴨緑江水面上における朝鮮側の活動は公認されていたと考えられる。しかし、いつから桶馬尚のような船が配備されていたかははっきりしない。

現地の状況については李源達は次のように報告している。

…源達曰、匪類之昨年結幕四十二處、業已燒燬、冬春以後結幕、為四十處、而九處自燒、三十一處尚在矣、墾田為三處、而二處則相望稍濶、未能詳察、一處則分明見其新墾、而若其長広、似不過為二三日耕矣、匪類之数、聞於居民則謂近五六十名、聞於校属則謂見十六七名、臣所目観則不過三名、而捜討之時捉去二名、結幕處則復尽焼毀…

また、鴨緑江へ流入する山間の支流が淘金のため黄濁するほどであったとも報告されている。

このように、憲宗十二年（一八四六）八月の鴨緑江右岸の中国墾田民と伐木民の摘発、それに続く翌年四月の欽差大臣の会哨巡察によって、間曠地帯への中国人の流入が予想以上に多く、また増加しつつあることが明らかになった。李源達の報告にもあるように、朝鮮側は鴨緑江沿いに五厘から七里おきに守幕を配備して一将三卒あるいは一将二卒という体制を取っているのに対し、中国側は百六・七十里に六～七カ所の防守処すなわち卡倫が置かれているにすぎなかった。欽差大臣の巡察の結果、中国側でもそうした従来の警備体制の不十分性を認めるに到り、欽差大臣の報告に基づいて「査勘山場詳擬善後章程」が軍機大臣の奏議により裁可され、六月十八日付咨文をもって朝鮮に通告された。この章程は次のような項目からなっている。

(1) 盛京将軍、五部侍郎、副都統から一名を欽差大臣として三年毎に派出して統巡を行う。

(2) 鴨緑江西岸に卡倫三カ所を増設し、守備範囲を限定せずに相互に稽査を行い流民があれば直ちに補足究弁すること。

(3) 年四回の統巡を春秋二回に改め、厳格に捜査を行うこと。

(4) 陸路によって巡察を行うことが困難な場合には、朝鮮の船四～五隻を中国が借用し軍兵を載せて水路から捜査追捕を行うこと。

(5) 毎季の統巡に際してはあらかじめ期日を朝鮮に通告し、朝鮮地方官と会合して厳格に査勘を行うこと。

(6) 統巡官の査勘の後に再び造舎墾田が行われそうな形勢

にある時は次回の統巡時にこれを査弁すること。

(7) 鴨緑江沿江一帯の朝鮮地方官は高所から対岸を監視し、対岸に不法侵入者・開墾地を発見した場合には直ちに該地の台官に知照して捕縛・平毀するか、鳳凰城城守尉に知照して査弁すること。[33]

すなわち、それまでの二回の会哨の成果を踏まえて、中国側の警備体制を強化するだけでなく朝鮮官員の協力体制を制度化したものと言える。朝鮮官員の役割は会哨時以外はあくまで朝鮮側沿江からの対岸監視に限られており、会哨時においても捕縛・平毀などの直接的な摘発措置は中国側の手で行われた。従って、会哨とは、「両国の官員が、この空地を巡察し、犯禁者の有無を査辦し、指定地にて打ち合わせるもの」[34]ではなく、中国官員の巡察に対して朝鮮側官員が朝鮮側からの監視結果に基づいて沿江犯禁者の所在についての情報を提供し排除作業の結果を確認するものと言うべきで、朝鮮官員の役割はあくまでも補助的なものであった。この章程で年四回の統巡が春秋二季に改められたのは、欽派侍部栢葵の奏議によるもので、夏季は山水が増水し冬季は馬糧が不足し捜索に支障があるというのがその理由であった。こうして、中国官員及び軍兵が春秋二回巡察し、三年毎には欽差大臣が派遣され、その都度鴨緑江辺において朝鮮官員と会同するという統巡会哨制が確立されたのである。

章程成立後の最初の会哨は、同年（一八四七）秋季会哨として、九月五日に鴨緑江北岸頭道溝において行われた。前出の『江北日記』中には「両国会哨之頭道溝」と明記されており、会哨の場は頭道溝に一定していたと思われる。そればかりでなく、一八七二年当時には、盛京から渾江上流を越えて頭道溝に至る整備された統巡路が設けられ、その途中には統巡使一行が往来する際に利用する小屋まで備えられていたという。『江北日記』の付図にも朱色で統巡路が書き込まれている。整備された統巡路が当初から設けられていたかは疑わしいが、統巡使は通常一定のルートで往来していたものと考えられる。

一八四七年の秋季会哨に派遣されたのは、中国側が熊岳防守尉福禄と総巡委協領海明、朝鮮側は江界府防禦使李玄瑞であった。[35] 翌年の春季統巡を通告する中国からの咨文には、福禄の稟称により、春季会哨を四月二十日、秋季会哨を八月二十日に定めることが記されている。[36] その後、城守尉・協領などから、伐木民が冬に伐採して夏の増水を利用して流木しているため冬と夏にも統巡を行うべきであるとの意見が出され、一八四八年十月二十八日付で四季統巡への変更が朝鮮に通告され、[37] 翌年から実施された。

通常の会哨時に中国からは協領・城守尉・防守尉[38]が派遣

された。例えば、一八四八年の春季・秋季には左翼漢軍廂白正藍旗協領・崮厳城守尉がそれぞれ派遣されており、翌年春季には右翼漢軍廂紅廂藍旗協領が派遣されており、時代が下っても変りはない。[39] 例外的に一八五四年に蒙古正白旗佐領が派遣されたことがあるが、その際朝鮮にあらかじめ通告する咨文が送られており、[40] 防守尉以上が通例であったと考えられる。一方、朝鮮からは、実質的な最初の会哨である一八四六年には前述したように上土鎮の僉使李玄瑞が派遣されており、章程成立後の翌年秋季会哨では江界防禦使李玄瑞が派遣されている。その後、中国からの咨文に李元瑞・柳之𤋮・成燾・金相徳などの名前が見られるが、官職については記されておらず、『承政院日記』でも一八四八年の秋季統巡会哨について「既有已例、今亦依咨施行」[41] とあってその後は記載内容は咨文の到来を記すのみの簡略なものになっている。

前例によって行ったのであるから、上土僉使あるいは江界府防禦使が派遣されたものと推測される。ただし、一八六九年（高宗六年）に鴨緑江沿岸の防備体制強化の一環として、上土鎮は慈城郡に改められており、江界鎮管兵馬僉節使を兼ねた慈城郡守が会哨の任に当っていたとも考えられるが確証はない。

欽差大臣の統巡会哨は、三年毎に夏季統巡として行われたが、その際中国からは盛京五部の侍郎が派遣された。一八四七年の最初の欽差大臣は北京戸部左侍郎と工部右侍郎であったが、章程成立後の一八五〇年には盛京兵部侍郎恒毓が、また一八五三年には盛京刑部侍郎書元が派遣されている。朝鮮側では、一八五〇年に前回同様江界府使李熙吉を承旨の資格で送っており、[42] 下って一八六七年の例を見ても江界府使を岳曹参判として派遣している。[43] このように、三年毎の大臣統巡の際には江界府使を承政院承旨あるいは六曹参判の肩書きで派遣していたと考えられる。

V　封禁政策の崩壊と統巡制

前章で述べたように、鴨緑江右岸沿岸への中国流民の出現を契機として、間曠地帯、特に鴨緑江沿江の朝鮮に近接する地域における封禁を維持するため会哨制が確立されたが、その実際の機能に関しては初期を除いて史料が乏しくはっきりしない部分が多い。ただ、統巡会哨後も鴨緑江右岸一帯の中国流民がむしろ増加してきつつあったことはその後の経緯から見て明らかであり、そればかりでなく、六十年代に入ると朝鮮人の越江流民の潜入が始まっている。[44] そもそも統巡会哨制自体、増加しつつあった流入民に対処するために作られたものであって、流民流入を根源的に防止できる性格の制度ではなかった。ここでは、流民の増加

によって封禁政策が崩壊して行く過程とその中における統巡会哨について見ていきたい。

封禁政策の転換点は、中国が間曠地帯の封禁を一部ではあるが解除して、中国農民の辺門外開墾を公認した一八六七年であると言えよう。当時すでに旺清門外の六道河などで数十万の流民が数百万晌の土地を開墾していたと言われ、それらの流民開墾者中に自分達の私墾地の升科納租を盛京に自願して来た者があった。このため盛京将軍都興阿は同治六年（一八六七）二月、辺柵外の開墾を公認するよう中央政府に求めた。[45] この年は大臣統巡の年ではなかったが、中国政府は急遽盛京将軍・奉天府尹延煦・錦州副都統燮榕を派遣して辺牆外の地域を査勘させるとともに朝鮮の沿辺情形についても察看させることとした。朝鮮政府は、大臣統巡時の例にならって江界府使鄭周応を兵曹参判、定州牧使李京鎬を承旨として満浦僉使李義明とともに江辺に送り、会哨時と同様に中国差官を応接せしめた。[46] この時の盛京将軍等の調査の結果、鳳凰門の南から旺清門の北までの辺牆外の地域で墾熟地九万六千余晌、男女十万余人の存在が明らかとなった。しかし、これら多数の流民墾田者から田地を奪い辺牆内に撤還させることはもはや困難であるとして、従来二百里余りあった間曠地帯の幅を縮小して三十里～五十里にするという方針が出された。[47] これより前、高宗四年（一八六七）にすでに辺柵外の一部の地域では流民の開墾地が公認されており、[48] この封禁の部分的解除は、鴨緑江右岸沿江の流民増加に一層拍車をかける結果となった。翌年十月の平安道清北暗行御史徐経淳の報告には次のようにある。

…自廢四郡至湾府千有餘里　限以長江地分彼我　而彼邊沿江舊是空虚禁地矣　數十年漸成遊民墾牧之土　遂作匪類逋逃之藪　又自昨年上國許其築室　沿邊人民已見許多　而至於地幽山抱之處　又不知幾千戸藏在於上下……自彼人沿江築室之後　與我國民居便為隣比　彼此言語相聞鶏犬鳴吠相違　桶船束藁容易渉越　米穀紬布木牛隻等各物　無不潜商往来　輒棒厚価較看於我國賣買　其利不啻倍蓰[49]

すなわち、前年の辺門外封禁解除以後、右岸に中国流民が急増したのみならず、朝鮮側住民が越江して密貿易を行うなど直接的な接触が始まっていたのである。このため、翌高宗六年五月、前江界府使の漢城府左尹鄭周応を関西四郡察辺使に任じて鴨緑江沿江の状況を把握し対応策を講究するよう命じた。その結果、上土鎮を慈城郡に昇格せしめ、厚州を厚昌郡と改めて咸鏡道から平安道に移属させたのである。[50]

間曠地帯の縮小は、封禁の続いている鴨緑江沿岸地帯へ

の流民増大を誘発した。朝鮮政府が最も憂慮していたのは、緩衝地帯の消滅による「辺擾」の発生である。その憂慮は現実のものとなり、高宗六年（一八六九）十二月に碧潼郡において中国側居住民が朝鮮側に越来して物品を強奪し広坪鎮権管韓璘珍を連れ去り身代金を奪うという事件が発生した。翌年二月、再び三百七十余名が小坡児鎮を襲撃している。[51] 高宗八年の冬には厚昌部において、同じく中国側から越来した右岸居住民と厚昌郡官民との間に武力衝突が発生している。[52] 碧潼郡における事件では、越江朝鮮人と中国人との争いが発端であるとして双方の主謀者が各々処刑されている。一方、厚昌郡における衝突は、朝鮮官権がそれまで黙認していた朝鮮領内における中国側伐木民の伐採を阻止したことが原因とされている。この武力衝突で注目されるのは、右岸に渡っていた朝鮮人たちが伐木民側に加担して朝鮮官権に敵対する立場に立っていることである。[53] ところで、会哨が行われていた頭道溝付近、後ちの臨江県一帯には、この一八七一年の朝鮮官権との武力衝突を契機に中国人と弁髪易服した「帰化」朝鮮人を中心とする「会上」と呼ばれる一種の自治組織が形成された。当時、鴨緑江沿江地域ではそのまま無人地帯として維持することが原則で、卡倫周辺を除いた大部分の地は中国官権の支配領域外に置かれていた。その中で、定着した流入民が、匪賊の横行と新たな流入民による治安の悪化に対処し、一方では鴨緑江を隔てて対峙する朝鮮官権との緊張関係を考慮して作られたのが「会上」である。これは各部落の長である把頭が集まって一八七二年五月に設けられたもので、朝鮮の「面」に相当する「会上」にはそれを統轄する都会頭あるいは大会頭が置かれ、彼らは会上内の人戸・丁数・兵器数を掌握していたと言う。後ちの臨江県一帯を中心に四つの会上が置かれ老嶺山脈を挟んで二つずつ存在した。[54] 会上については、一八八六年五月にこの地方を踏査したイギリス人ヘンリー・ジェームスも言及しており、この地域における唯一の組織的支配機構であったと記している。[55]

この時期の統巡会哨について見てみよう。僅かな史料しかない中で『江北日記』は貴重なものと言えよう。統巡会哨は、その当初の設置目的が間曠地帯の不法潜入者を発見し排除するところにあったにもかかわらず、七十年代の初めには、

従前統巡之行　例皆索銭辦給若干賂銭　則自無矣　雖有差来甲軍　用銭則意惑無事…
毎年統巡之來　必領率甲軍　声言逐匪　而何曽有驅逐之挙乎　例有情給　便同一收税之行也[56]

と『江北日記』に越江朝鮮人の言葉を引用して記されているように、その本来の機能を全く喪失していた。これは、

その目的が変化したためではなく、また単に官吏の腐敗にのみ起因するものでもなく、すでに統巡会哨制が流入民の激増という事態に有効に対処できなくなっていたことを示すものである。その後中国政府は封禁政策を次第に後退させて遂には一九〇二年の輯安県と臨江県の設置によって間曠地帯を全面的に撤廃するに至るのだが、その過程を見れば中国が間曠地帯の維持よりも犯禁流入民の追認による流民問題の解決に重きを置いていたことは明白である。

中国側の動向を述べる前に、朝鮮政府の鴨緑江右岸地域に対する施策について述べておきたい。まず、一八七二年に厚昌郡の官員が身分を隠して対岸踏査を行い、同時期に慈城郡からも同様に官員が派遣されている。[57] これが最初の朝鮮官権による現地調査であろう。その後の朝鮮の施策については不明確な点が多い。日韓併合後、日本側で作成した満州移住朝鮮人関係の資料中に、鴨緑江右岸地域を平安道沿江各邑に分属させて行政権を行使したとの記事が出て来る。例えば『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』には、

…そこで、翌年（明治四年・一八七一年―筆者注）これら移住者保護の必要に迫らせ(ママ)て、時の平安北道観察使は政府の命を俟つまでもなく、鴨緑江右岸一帯の移住地を二十八面に區劃し、その所管を江界、楚山、慈城、厚昌の四郡に分属せしめた。その後面の廃合を行い、李太王の二十六年（一八八九）における行政區劃は、江界郡に属するもの十一面、慈城郡に属するもの四面、碧潼郡に属するもの二面、楚山郡に属するもの七面、都合二十四面とした。[58]

とある。『在満朝鮮人概況』を引用した金得榥氏の論文では、最初の各郡への分属の年代が高宗十八年（一八八一）と異なっているが、他は全く同じである。[59] これら日本側の調査資料の記載は出典が明らかでなく、『江北日記』の内容から見て一八七一年説は明らかに誤りである。また、光武三年（一八九九）の『皇城新聞』に「近年以来」沿江六邑の朝鮮地方官が鴨緑江右岸朝鮮人の戸籍を作成し裁判を管掌していたとの記事があり、朝鮮地方官の対岸での支配権の行使はかなり年代が下るのではないかと考えられる。[60] いずれにしても、日清戦争以前の官撰史料にはこうした記録は見られず、朝鮮の中央政府は少なくとも公的には関与していなかったと言うことができよう。[61]

中国側では、一八七五年に大東溝付近の開墾地を升科し、流民編籍官を設けて流民を入籍させた。その翌年には、盛京将軍崇実の鴨緑江下流右岸地域への行政庁設置の建議に従って、鳳凰城に鳳凰直隷庁を設け、沙河子に築城して沙河鎮を設置している。さらに翌一八七七年には鳳凰城に分

巡東辺兵備道を置き、辺柵外に安東・寛甸・懐仁・通化の四県を新設して理事通判管知県を任命し、柳樹河・四平街・賽馬集・長甸河口に分防県丞、帽児山・通溝口・大孤山・二龍渡に分防巡検を置いた。[62] このように、中国は間曠地帯における流入居住民の存在を追認していきながら行政管轄区域を東に拡大し、一九〇二年に鴨緑江辺に輯安県と臨江県を設置することで間曠地帯を完全に消滅させてしまうのである。

この間、統巡会哨は引き続き行われていた。会哨に関する最後の記録は、『日省録』の高宗三十一年（一八九四）四月十六日付の記事である。これは、同年の夏季統巡についての盛京からの「統巡出派前往咨」に対し回咨を送るという内容のもので、これを最後に統巡会哨に関する記事は姿を消す。その前の春季統巡については、『日省録』の二月十八日条に盛京からの咨文来着が記されており、この春季統巡会哨が最後のものであったと考えられる。この年六月に日清戦争が始まっており、その影響で中断されたのではなかろうか。前述したように、統巡会哨は七十年代すでに流民排除という本来の機能を失っていたのであり、中国の間曠地帯縮少政策が進む中で、中断時にはその存在意義を完全に失っていた。にもかかわらず、日清戦争時まで続けられたのは、朝鮮側よりも主に中国側の事情によるものと考えられる。すなわち、鴨緑江右岸は間曠地帯として中国の行政範囲の外に置かれていたが、流入民の増大によってその存在を既成事実として認めざるを得なくなり、その中で統巡を通してその地域の管轄権が自国に帰属することを内外に示していたのではないかと推測される。統巡会哨は中断したまま再開への動きもなく、中国が一九〇二年に鴨緑江沿江にまで行政区画を拡大することにより朝・中間の間曠地帯自体が完全に消滅してしまったのである。

Ⅵ　おわりに

以上、封禁地帯である上土鎮・満浦鎮対岸に一八四二年に姿を現わした中国墾田民の排除に始まり、一八四七年の「査勘山場詳擬善後章程」の成立による統巡会哨制の確立から一八九四年の中断に至るまでの時期について、統巡会哨を中心に鴨緑江中流域右岸の状況について見て来た。

統巡会哨制は、朝鮮・中国間の間曠地帯の無人化を維持するための制度として設けられたものであったが、それは言い換えればそれだけ間曠地帯への流民の流入が進んでいたことを示すものであり、当時すでに封禁政策は崩壊過程に入りつつあったと言えよう。中国政府による一八六七年の辺門外私墾地の部分的公認は、流民の間曠地帯侵入に妥協したものであり、中国はその後全面開放に向かって急速

に歩みを進め、私墾地の公認、官署の新設などで間曠地帯を縮小していった。一方、朝鮮は当初から鴨緑江対岸地域は盛京の管轄下にあるものとして、僅かに会哨時に対岸に渡って中国側官権の統巡に協力したのみであった。朝鮮の地方官が七十年代あるいは八十年代に鴨緑江右岸一帯を厚昌・慈城などの沿江各邑に分属させたとの資料があるが、年代には疑問がある。いずれにせよ、日清戦争以前は地方官の恣意的なものにすぎず、朝鮮の中央政府が関知したものではなかった。つまり朝鮮政府は統巡会哨制が行われた時期には鴨緑江右岸で自国越江民に対する管理権を行使したことはなかったと言える。統巡会哨は日清戦争開戦前まで続けられたが、その本来の機能は、ごく初期を除いてほとんど発揮されなかったと言わざるを得ない。

また、豆満江側と鴨緑江側とを比較してみると、次のような特徴をあげることができる。第一は、鴨緑江側では、右岸一帯でいままで述べてきたような中国官吏による権力行使が行われ、朝鮮は会哨という形でそれに関与することによって中国の主権を認定していたが、こうしたことは豆満江側では全く見られなかった。第二は、鴨緑江側とほぼ同時期に始まった豆満江側の朝鮮人の越江移住は、中国流民の流入に先行していたが、鴨緑江側では中国伐木民・墾田民が先ず流入し、その後朝鮮人が越江し始めたことである。第三に、鴨緑江中流域右岸には一八七〇年代にすでに中国人及び清俗に同化した朝鮮人を中心とした「会上」という自治組織が形成されていたことを指摘することができよう。

その後、一八九九年に中央政府から官吏が派遣されて鴨緑江右岸の調査を行い、一九〇二年には西間島管理使として徐相懋が派遣されるが、これらの問題については稿を改めて述べることとしたい。

註

(1)統巡会哨に関する論文としては、麻生武亀「李朝時代の西北領界と鴨緑江」(『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』一九三八)がある。その他、稲葉岩吉『満洲国史通論』(日本評論社、一九四〇)の中で触れられているが、その存在を指摘したのみである。柳承宙「朝鮮後期　西間島移住民についての一考察」(『亜細亜研究』59号、一九七八)、金得榥「清の西間島開発経営」(『白山学報』15号、一九七三)でも簡単に言及されているが、誤りがある。

(2)稲葉岩吉　前掲書三二五―三二六頁。なお辺牆の構造について、「辺壕あり、内側に道路あり、牆上に楡柳を列植した。」とある。

(3)周藤吉之『清代満洲土地政策の研究』(河出書房、一九四四)、第二章　清代に於ける奉天の旗地政策。
(4)車勇杰「両江地帯の関防体制研究試論」(『軍史』創刊号、一九八〇)。
(5)篠田治策『白頭山定界碑』(楽浪書院、一九三八)、五七—六三頁。
(6)柳承宙「朝鮮後期　対清貿易の展開過程」(『白山学報』8号、一九七〇)。
(7)『輿地図書』　平安道江界　官職　「訳学　乾隆乙丑回審理使書　啓設置三十朔交替」。
(8)『承政院日記』　憲宗八年四月十三日条。…昨春以後、彼人之結幕来接　起墾田土者　上土鎮境下屹洞越邊河西洞為四處　満浦鎮境如雲浦越邊為六處　此與犯越有異　交界冒占自有禁條　故發遣譯学　馳往両鎮　隔江暁諭　使之撤去則彼人輩以秋冬間撤去之意　丁寧為言矣　至今両處結幕尚無撤去　上土鎮境下西海坪越邊又有新結幕四處　非担不惟不去　復有滋蔓之漸　自我驅逐恐無其術　請令廟堂稟処矣
(9)同右
(10)『同文彙考』　原編　疆界　「甲午(粛宗四十年)請撤毀訓戎鎮越辺房屋咨」、「戊辰(英祖二十四年)請禁訓戎対境造舎墾田咨」。
(11)『同文彙考』原編続　疆界　「壬寅(憲宗八年)請禁上土対境造舎墾田咨」。
(12)稲葉岩吉　前掲書三五五頁。「彼等(流民—筆者注)の目的の地点に到達するや、そこに窩棚(ウオポン)なる小屋を建造する。家屋とはいへ半土窟の掘立小屋たるに過ぎない。彼等はそれを唯一の根據地として、手近な山野を焼きつくし、第一年には蕎麦を種え、第二年から高粱なり粟なりを蒔くという順序でゆく。」
(13)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部研鞠墾構犯人咨(道光二十二年十月十八日付)」。
(14)卡倫(カルン)即ちトーチカ。稲葉岩吉　前掲書三三四頁。三五七頁「現今、東辺道に某々哨(シャヨ)や某々卡倫(カルン)という地名を見るのは、当時の遺称と見てよいのであろうけれども、制度創行の始めよりして、完全実施されたとは信ぜられない。」。
(15)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部抄録論旨咨(道光二十二年六月二十九日付)」。
盛京所屬東邊外一帯地方　安設卡倫十八處　毎年按處専派卡倫官一二員　帯領兵等坐卡防守　復派總巡官二員分路前往　専司稽査邊界　緝拏賊匪　原定章程　木屬周詳縝密
(16)注(13)に同じ。

…失察水曲流川等三處　私盖窩棚偸墾田地之總巡守卡倫等官　及失察該犯唐仁等越邊之該邊門文武章京各職名　咨送請旨交部分別議處　以示懲儆…

(17)注(13)に同じ。

…玆復遴派冬季統巡之協領績勒彰阿　前赴沿江一帯覆加查勘……並請嗣後春秋二季統巡城守尉協領　俱親詣該處逐細查勘　如有沿江盖房墾地之犯　立即拏送究辦…

春秋二季統巡の以前から統巡があったことは明らかだが、冬季のみであったかは詳かでない。統巡制が設けられた時期について、稲葉岩吉・柳承宙は乾隆年間（一七三四―九五）としているが、出典は明らかでない。

(18)『承政院日記』　憲宗十二年五月十六日条。

(19)『同文彙考』　原編続　疆界　「請禁江界越辺造舎墾田咨（道光二十六年五月二十八日付）」。

(20)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部回咨（道光二十六年六月二十二日付）」。

(21)『承政院日記』　憲宗十二年七月八日条。

(22)田川孝三「近代北鮮農村社会と流民問題」（『近代朝鮮史研究』第一冊、一九四四）

(23)注(21)に同じ。

(24)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会奉上諭咨（道光二十六年十一月六日付）」。

(25)同右。

(26)同右。

(27)『承政院日記』　憲宗十二年十二月十日条。

(28)現にある官職についている者が皇帝から特定の事項をかぎって、臨時の任務を与えられて派遣されることがあり、これを欽差官という。欽差官の中で、三品以上の大官を欽差大臣という。（坂野正高『近代中国政治外交史』四六頁）

(29)『承政院日記』　憲宗十三年二月二十日条。

(30)『備辺司謄録』　憲宗十三年二月二十九日条。借啣は実際に勤務しない官職に任ずること。

(31)『承政院日記』　憲宗十三年五月九日条。

(32)『江北日記』の付図には、「小竹厳洞」が「統巡路」の終点である頭道溝のやや下流に記入されている。『江北日記』は、蔵書閣に所蔵されている筆写本で、三十四丁一冊、彩色地図一葉からなっている。内容は、一八七二年（高宗九年）五月三十日から七月十五日までの間、崔宗範・金泰興・林碩根の三名の朝鮮人が鴨緑江を越えて慈城郡・厚昌郡の対岸一帯を千五百里（朝鮮里）にわたって踏査した時の記録である。この

三名は民間人ではなく、「探客」すなわちスパイとして対岸の情況を把握するために派遣されたものである。この探索は、本文中に後述する一八七一年の厚昌郡における朝鮮官権と右岸流民との間の武力衝突事件を契機に行われたものと考えられる。当時の鴨緑江右岸の模様を知る上で貴重な史料である。なお、柳承宙氏の前掲論文は、この『江北日記』の解題として書かれたもので、『亜細亜研究』（通巻59）にはこの全文が掲載されているが、誤字・脱字が多い。

(33)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会江界越辺査勘完竣情形議奏咨（道光二十七年六月十八日付）」、「盛京礼部会江界越辺善後章程奉上諭咨（道光二十七年八月三日付）」。

(34)稲葉岩吉　前掲書三五七頁。

(35)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会江界越辺上年秋季統巡時拏獲伐木人犯焼毀窩棚咨（道光二十七年十二月二十八日付）」。

(36)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会江界越辺春季統巡時本国地方官届期会哨咨（道光二十七年十二月二十日付）」。

(37)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会江界越辺二季統巡仍旧例四季稽察咨（道光二十八年十月二十八日付）」。

(38)駐防将軍―副都統―協領―城守尉―防守尉―佐領―防禦―驍騎校。（『中国歴代職官辞典』国書刊行会、一九八〇）

(39)厢黄旗協領慶喜（一八六七年春）、復州城守尉増采（同年秋）、広寧防守尉岐山（同年冬）、内城協領達徳（一八七二夏）。

(40)『同文彙考』　原編続　疆界　「盛京礼部知会冬季統巡以蒙古佐領充当協領咨（咸豊四年九月二十二日付）」奉天所属の海口が戒厳体制にあり省内の事務が多忙で協領・城守尉・防守尉を派遣できないため、蒙古正白旗佐領慶雲を協領に充当して派遣する旨を伝えている。

(41)『承政院日記』　憲宗十四年八月四日条。

(42)『承政院日記』　哲宗元年四月三日条。

(43)『承政院日記』　高宗四年六月九日条。

(44)『江北日記』では、鴨緑江中流域右岸。老嶺山脈以南の地域における朝鮮人の数を四二〇戸、三一三八人としている。これは、本文中で後述する「会上」の成冊に記載されていた数字を引用したものである。老嶺山脈の北にも多数の朝鮮人が居住しており、越江朝鮮人の実数はこれよりはるかに多かったと推測される。また、『江北日記』中に登場する越江朝

鮮人の中で十数年前に越江したとする者が数名おり、一八六〇年前後から朝鮮人の越江が始まったと見られる。

(45)『同文彙考』 原編続 疆界 「礼部知会靉江越辺私墾地畝査勘時毎年本国出具並無私墾切結及本国流民潜行越界迅速査覆奉上諭咨（同治六年五月二十一日付）、王大臣議原奏」

(46)『日省録』 高宗四年六月九日条、七月六日条。

(47)『同文彙考』 原編続 疆界 「礼部知会本国委員商議靉江界限各節迅速咨覆奉上諭咨（同治八年八月六日付）」

…自鳳凰門迤南至旺清門北 査得已墾熟地九萬六千余日 男婦十万余人 現擬由靉陽迤南 至鳳凰門外一帯地方 先行試弁 惟靉江西岸一帯南北四百余里 与朝鮮僅一江之隔 該處地狭人稠 別無安挿之地 擬照延煦等 前与朝鮮委員所議於沿江附近地方 酌留三五十里画清界限 倘実格於形勢不能多留余地 惟有厳禁准墾民人 不准過江一歩 如有越界滋事者 即由朝鮮査拏解交辺門懲弁 現已咨商朝鮮弁理

(48)注(45)に同じ。

(49)『日省録』 高宗五年十月二十六日条。

(50)『日省録』 高宗六年五月二十九日条。

(51)『日省録』 高宗七年二月十三日条、十四日条。

(52)『同文彙考』 原編続 疆界 「報沿江匪民越界侵擾咨（同治十一年正月日付）」。

(53)『江北日記』。

(54)同右。

(55)ヘンリー・ジェームス『満洲踏査行』（満鉄弘報課訳、一九四一）。原題：Henry Evan Murchison James; The Long White Mountain, 1888.

(56)『江北日記』 六月初九日条。

(57)『江北日記』 六月初八日条。

(58)朝鮮総督府内務部社会課『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』（一九二七）七六―七七頁。

(59)金得榥 前掲論文一八三頁。

(60)『皇城新聞』 光武三年（一八九九）十二月十九日（陽暦）付雑報。

⊙対岸民願 碧潼・楚山・渭原・江界・慈城・厚昌六邑は鴨緑江沿辺列邑である。近年以来、江北対岸流寓民人が萬余戸となったが、各々その付近六邑の地方官に戸籍を収め、詞訟を聴していた。今年初めて政府から派遣された江北大員が渭原に来留して水上水下にいる流民を管轄し、戸布を徴収し民訟を裁くこととなった。…（筆者訳）

江北大員とは、同年五月に内部から派遣された李匡夏を指すものと思われる（『皇城新聞』光武三年六月一日付雑報）。「近年」がどの程度の年数を遡るものか判断が難しいが、せいぜい数年前のことだと考えるのが妥当であろう。

『満洲及西比利亜地方に於ける朝鮮人事情』では、徐相懋の西辺界管理使任命を光武二年（一八九七）としているが、徐相懋の派遣は光武七年のことであり、議政尹容善が管理使の派遣を上疏したのすら光武五年になってからである。この資料は、当時現地に居住していた朝鮮人からの聞き書きをもとにしたもののようで（例えば、李完求という名が出て来るが、その割注に「現在輯安県朝鮮人会支部長」とあり、こうした人物が情報源と考えられる）、必ずしも正確でなかっただけでなく、現地の朝鮮人が自分達の居住の正統性と朝鮮公権力の早くからの行使を印象付けるため年代を実際より遡らせた可能性もあり得る。

(61)『高宗実録』の光武四年八月一日条に、召見各道観察使……（平安北道観察使李）道宰曰　臣亦聞之　而但彼地寓民　実無叛心　困於地方官貪虐之政　不得已流接他境　豈其楽為乎　今其親戚墳墓　皆在本境　若設法存恤　結以恩信　庶可有還集之望矣…とあるように、一九〇〇年前後においても朝鮮政府は、右岸の朝鮮越江民を鴨緑江以南に呼び戻すことに力点を置いていた。

(62)麻生武亀　前掲論文五六頁。